

令和 7 年 4 月 1 日

お客さま 各位

佐賀信用金庫

## 手形および小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、佐賀信用金庫では、手形および小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、下記のとおり実施させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

今後も、より一層のサービス、利便性の向上に努めて参りますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 手形用紙および小切手帳の発行申込受付終了について

##### 【発行申込受付終了日】令和 8 年 3 月 31 日（火）

※ 以下の対象となる各手形用紙・小切手帳の発行申込の受付を終了します。

《 対 象 》 約束手形、為替手形、小切手、自己宛小切手

※ 発行申込の受付終了後においてもお客さまがお持ちの手形・小切手帳につきましては引き続きご利用いただけます。

#### 2. 当座勘定払戻請求書（新規伝票）について

##### 【取扱開始予定日】令和 7 年 10 月 1 日（水） 予定

※ 小切手と同様に当座預金開設店での払戻し時にご利用可能です。

※ お客さまがお持ちの小切手につきましても引き続きご利用いただけます。

#### ■ 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

政府が 2021 年 6 月に公表した「成長戦略実行計画」では、「5 年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、全国銀行協会ではこのことを受けて「2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数ゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しました。

こうした背景を踏まえ、弊金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向け、既に以下のとおり各種取り組みを実施いたしております。

なお、弊金庫におきましては電子的な決済手段として「しんきん電子記録債権サービス」、「しんきんインターネットバンキングサービス」をご用意しております。

サービス内容等詳細につきましては、お取引いただいております店舗へお問い合わせください。

## ■ 弊金庫における実施済の取り組み（参考）

### 1. 手形用紙および小切手帳の発行に係る手数料の改定

《 適用開始日：令和5年6月1日（木）以降 》

種 類	改定前	改定後	備 考
約束手形用紙	1,100 円	2,200 円	1 冊 50 枚綴り
為替手形用紙	550 円	1,100 円	1 冊 25 枚綴り
当座小切手帳	1,100 円	2,200 円	1 冊 50 枚綴り

### 2. 当座預金の新規口座開設の受付け停止

《 適用開始日：令和6年6月3日（月）以降 》

- 弊金庫における窓口等での当座預金の新規口座開設の受付けを停止します。  
※ 既に当座預金口座をお持ちのお客様におかれましては、引き続き口座のご利用は可能です。

### 3. 令和9年4月以降を期日とする手形・小切手等の取立受付けの停止

《 適用開始日：令和6年7月1日（月）以降 》

- 令和9年4月以降を期日とする手形等（令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手も含まれます）について、期日管理が必要となる代金取立の受付けを停止します。
- 適用開始日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願い致します。
- 弊金庫当座預金契約先のお客様におかれまして、令和9年4月以降に資金決済となる手形や小切手を取引先企業に対し振出しをされた場合、取引先企業が利用されている金融機関において代金取立や預金入金を受付けがされない可能性があり、取引先企業から決済のやり直しを求められる可能性がありますのでご注意ください。

以 上